

あいち健康の森公園における民間活力導入公園施設のPark-PFI事業者募集

質問及び回答

| | 質問項目 | 質問 | 回答 |
|---|------------|---|---|
| 1 | 公募設置等指針P.1 | ネーミングライツ導入施設として、企業名を冠した施設名として良いか？ | 本公募の募集施設については、ネーミングライツ導入施設として定めておりません。 |
| 2 | 公募設置等指針p.7 | 法的な土地利用規制に対し、法令遵守及び適正な手続とありますが、土壤汚染対策法に該当する有害物質の使用、保管等の履歴はあるでしょうか。また、これら調査によって対策が必要となった場合の費用負担は事業者の想定でしょうか？ | 公募対象区域には、確認し得る限り土壤汚染対策法に該当する有害物質の使用、保管等の履歴はありません。 対策が必要となった場合、汚染除去に係る費用は、土地所有者である県が負担します。 |
| 3 | 公募設置等指針p.7 | 砂防指定地に該当しておりますが、敷地の造成を行う場合、工事期間中に沈砂池を設置するという認識でよろしいでしょうか。 | 「砂防指定地内行為技術審査基準」に基づき、工事中の沈砂池の設置や雨水の一時貯留施設が必要となります。雨水の一時貯留施設は本公園の雨水の排水処理計画とも関連しますのでご留意ください。詳細は、以下の愛知県Webページを確認してください。 愛知県のWebページ (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sabo/0000021384.html) |
| 4 | 公募設置等指針p.7 | 特定都市河川浸水被害対策法に係る規制の中で、雨水貯留施設を設けた場合、貯留した雨水の排水方法に指定はございますでしょうか。あるいは、雨水を平常時のトイレ用水、防火用水、緊急時(地震・濁水時)の代替水源としての利用等、水資源の有効的な利用についての考えがございましたら、ご教示いただけますでしょうか。 | 「雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針(新川・境川(逢妻川)・猿渡川流域編)」に基づき、雨水の一時貯留施設が必要となります。本公園の雨水の排水処理計画とも関連しますのでご留意ください。詳細は、以下の愛知県のWebページをご確認ください。 なお、雨水の排水方法及び利用方法について、特に定めておりません。 愛知県のWebページ (https://www.pref.aichi.jp/site/usui-taisaku/sakaigawa.html) |

あいち健康の森公園における民間活力導入公園施設のPark-PFI事業者募集

質問及び回答

| | 質問項目 | 質問 | 回答 |
|---|----------------|--|---|
| 5 | 公募設置等指針p.6 | 計画敷地の具体的な寸法・面積が募集要項に記載がございませんが、提案時はこちらで任意に設定させていただいてよろしいでしょうか？もしくは敷地の範囲が分かる図面をご提供頂くことは可能でしょうか。 | 具体的な寸法・面積の入った図面等はありませんので任意で設定いただいて構いません。提供できる図面は、愛知県のWebページに添付資料として掲載したものととなります。計画する際は、提案者で寸法を設定してください。また、現地で測量を行うことも可能ですので、その場合は事務局へ事前にご一報ください。 愛知県のWebページ (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/koen/kenmori-koubo.html) |
| 6 | 公募設置等指針p.11 | 公募対象区域内の排水方法に指定はございますでしょうか。 (新規で下水を引き込むのか、浄化槽を設けるのか。) | 雨水・汚水排水ともに公園内の排水設備での受入れの検討は可能です。ただし、受容の範囲は、排水量によりますので県との協議事項となります。 |
| 7 | 公募設置等指針p.11 | 電気を新規で引込む場合、敷地内に引込み柱、及びキュービクル等の設備を設けてもよろしいでしょうか。 | 電気を新規で公園敷地外から引き込むことを希望する場合は、電気事業者との調整の上、県との協議事項となりますが、引込柱及びキュービクル等の受電設備を設ける場合は設置許可の対象となります。 |
| 8 | 公募設置等指針p.12 | 守秘義務対象資料の配布時期は、守秘義務対象資料の申込期間終了後でしょうか？ | 守秘義務対象資料は、2024年7月12日午後5時まで申込の受付を行い、申込書及び誓約書の内容を確認し、支障のないことが確認でき次第、配布します。 |
| 9 | 公募設置等指針p.10、13 | 公募対象公園施設、特定公園施設の設置に伴う確認申請書は民間の検査機関に提出するものと考えてよろしいでしょうか？もしくは県への計画通知の想定でしょうか？ | 公募対象公園施設及び特定公園施設の建築に係る申請は、認定計画提出者が建築主となるため、計画通知の特例は適用できません。 なお、建築確認申請は、建築主事又は指定確認検査機関に提出してください。 |

あいち健康の森公園における民間活力導入公園施設のPark-PFI事業者募集

質問及び回答

| | 質問項目 | 質問 | 回答 |
|----|--------------------------------|--|---|
| 10 | 公募設置等指針p.13 | (A) 特定公園施設の建設に要する費用について、設計費・工事監理費等の金額を示す必要はあるでしょうか。建設に要する費用としてまとめて提案する形でよろしいでしょうか。 | 様式第19号のとおり、設計費・工事監理費等を含めた「(A) 特定公園施設の建設に要する費用の見込み額」としてまとめて記載してください。 なお、設置等予定者に選定した後は、県が負担する額を精査確認するため、設計費・工事監理費等に分けられた工事費内訳書を提出していただきます。 |
| 11 | 駐車場一覧 | 第1駐車場に大型自動車用12台、車椅子用8台がありますが、より第1駐車場に普通車の台数を増やしたく、第2～第3に分散していただけないでしょうか。特に大型自動車は、専用の運転手がつくので、離れた駐車場に停めても不便はないと考えます。雨天時の利便性を考慮し、対象敷地のなるべく近くに普通車台数を少しでも増やしていただきたいです。 | 駐車場の改修内容について、普通車を増やす位置や大型自動車の取扱いについては、改修設計を進める中で検討していきます。 |
| 12 | 様式第12～17号 | 関心表明については企業名を伏せる必要はないとありますが、応募者の企業名も伏せなくて問題ないでしょうか。 | 副本に添付する関心表明書について、協力企業名は伏せる必要はありませんが、応募者名（法人名、法人グループ名、構成団体名等）は伏せてください。 |
| 13 | 様式第12～17号 | 関心表明については、各様式の内容に関係する協力企業ごとに、各様式のと後に添付すればよろしいでしょうか。 | 関心表明書は、関係する様式ごとに添付してください。 |
| 14 | 公募設置等指針p13 (5) 1) 特定公園施設の設置 | 「屋根付き休憩所や広場」とありますが当該特定公園施設（屋根付き広場）を収益施設と一体に一時スポーツ振興や飲食イベントなどに占有利用する場合、使用料は発生するのでしょうか。 | 認定計画に基づくイベント等サービス向上の取組であれば使用料不要（許可不要）ですが、特定公園施設部分に限らず管理許可区域内において、収益事業を行う場合は許可が必要となり、使用料が発生します。 (公募設置等指針P15表8参照) |

あいち健康の森公園における民間活力導入公園施設のPark-PFI事業者募集

質問及び回答

| | 質問項目 | 質問 | 回答 |
|----|---|--|---|
| 15 | 公募設置等 指針p15 表8 施設区 分、利用形 態ごとの使 用料のイ メージ | 表8の特定公園施設には収益事業の独占利用が含まれていますが、独占利用比率などイメージがありましたらご教示ください。 | 独占的利用比率が何を示しているのか分かりかねますが、特に県としてイメージしているものではありません。 |
| 16 | 公募設置等 指針p15 表8施設区 分、利用形 態ごとの使 用料のイ メージ | 表8の特定公園施設には収益事業の独占利用が含まれていますが、独占利用している部分も含めて特定公園施設整備の9割が県に負担を求めるとできるのかご教示ください。 | 特定公園施設の整備に要する費用であれば、利用形態に関わらず県負担の対象とします。なお、特定公園施設は、公園利用者が無料で自由に利用できる施設を原則としています。 |
| 17 | 別紙-6 公募対象区 域 | 対象区域内への搬入車両動線を想定する場合、対象区域南東の公園出入口を搬入出入口として考えて良いでしょうか。 | 公募対象区域の南東に位置する公園出入口は、公募対象区域外となりますが、搬出入の出入口としての活用が想定されますので、県及び指定管理者との協議により決定します。 |
| 18 | 別紙-6 公募対象区 域 | 対象区域内の南東に制御盤が設置されているが、移設等は考慮すべきかご教示下さい。 | 当該施設は計画に支障がなければそのまま残置してください。その場合の施設の管理は指定管理者が行います。（公募設置等指針P14（7）） また、移設が必要な場合は、県との協議の上、民間事業者の負担で行うことは可能です。 |